

議第5号

大学入学共通テストの丹後通学圏受験生に関する意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第99条及び京丹後市議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 金田 琮 仁 様

令和3年12月17日

提出者 京丹後市議会議会運営委員会委員長 池田 惠一

(別記)

## 大学入学共通テストの丹後通学圏受験生に関する意見書

京丹後市をはじめとする丹後通学圏では、高校進学時に公立普通科を希望する場合、基本的に丹後通学圏の高校しか選べない。その丹後通学圏の高校3年生が、大学入学共通テストを受験する場合、京都市内の試験会場が指定され、4万円を超える経済的負担をしながら2泊3日ホテルに宿泊し受験をしている。

京都府のほとんどの受験生が、日常と変わらず自宅から通い共通テストを受験できるのに対し、丹後通学圏の高校3年生だけが、将来を左右する大切な試験を普段では訪れることのない土地で、ホテル泊をしながら挑戦することは、身体的にも精神的にも大きなストレスである。又、保護者の経済負担などもあり、不公平な状況となっている。

大学入学共通テストの受験に当たって、受験生が居住する地域によって地理的・経済的な不公平が生じることのないよう、京都府立高等学校 PTA からの要望に合わせて、京丹後市議会としても下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1, 丹後地域への大学共通テスト試験会場の設置や福知山市内会場での受験を可能とするよう、関係機関に働きかけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

様

京都府京丹後市議会